

女性役員登用支援金交付制度に関するQ & A

質問内容	回 答
Q1 この支援金はどのような組織が対象となりますか。	<p>A1 以下の条件全てを満たす企業等が対象になります。</p> <p>(1) 山形いきいき子育て応援企業として登録・認定されていること。</p> <p>(2) 設立以来初めて、女性を役員に登用したこと。</p> <p>(3) (2)における登用後に、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進に関する取組みを実施していること。</p> <p>(4) 労働基準法第37条を遵守していること。</p> <p>※ ただし、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人及び山形労働局から類似の助成を受けているまたは助成を受ける予定がある企業は、対象外となります。</p>
Q2 労働基準法第37条の遵守とは、具体的にはどのようなことですか。	<p>A2 労働基準法第37条では、使用者が労働時間を延長したり、休日に労働させた場合には割増賃金を支払う義務が明記されています。</p> <p>女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進に関する取組み（研修等）を実施する際も、当該規定の遵守が必要です。</p>
Q3 役員の定義を教えてください。	<p>A3 会社法またはNPO法上の「役員」に定義されているものを指します。</p>
Q4 必要となる添付書類のうち、「女性を役員に登用したことを証明するもの」とは、どのようなものですか。	<p>A4 「登記事項証明書」の写しとなります。</p>
Q5 必要となる添付書類のうち、「研修等」を開催した場合に提出する「開催通知」について、 ①どのような内容が掲載されている必要がありますか。②社内メールで開催を周知した場合も交付対象となりますか。	<p>A5 ①開催日時、開催場所、研修内容が記載されていることが必要です。 ②交付対象となります。</p>

女性役員登用支援金交付制度に関するQ & A

<p>Q6 「女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの普及に向けた取組み」とは、どのような取組みですか。</p>	<p>A6 次の要件を満たす「研修等」または「広報等」を対象としております。</p> <p>「研修等」 要件：次の（１）～（３）を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）女性役員の活躍の状況や実績を活かした（女性役員を講師等にする等）研修等であること （２）研修時間が概ね１時間以上であること （３）女性の活躍推進またはワーク・ライフ・バランスに関する内容が含まれているもの <p>例：対象となる女性役員を講師とした社内研修、 対象となる女性役員を囲んだ若手職員による座談会、 対象となる女性役員をオブザーバーとした管理職の研修・ワークショップ</p> <p>「広報等」 要件：次の（１）～（３）を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）女性が役員に登用されたことが明示されていること （２）女性役員のコメントや言葉等が掲載されていること （３）社内外に広くPRしていること（少なくとも社内全員に周知していること） <p>例：女性役員の誕生について社内報で周知し、併せて当該女性役員から仕事と家庭の両立やキャリア形成についての経験談を掲載、 女性役員登用について社のHPに特集記事として掲載、 女性役員登用について新聞社より取材を受け、紙面に掲載された 等</p> <p>（注）対象となるか否かについては、審査において総合的に判断させていただきます。 必要に応じ、追加資料提出のお願いや、聞き取りをさせていただく場合があります。</p>
<p>Q7 対象となる女性役員が社外取締役の場合、支援金交付対象となりますか。</p>	<p>A7 交付対象となります。</p>

女性役員登用支援金交付制度に関するQ & A

Q8 既に「事業主の3親等以内」の女性役員がいるが、新たに「事業主の3親等以外」の女性役員を登用した場合は支援金の交付対象となりますか。	A8 交付対象となります。但し、設立以来初めての「事業主及び事業主の3親等以外」の女性役員であることが要件となります。
--	---

<参考>

※社外取締役とは・・・社外取締役とは、株式会社の取締役であって、以下の全てに該当するものをいう（会社法2条15号）。

1. 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の会社法363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
2. その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
3. 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。
4. 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。
5. 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。